袋井地区保護司会 会報

2026年 第1号



社会を明るく照らす、皆様の温かいまなざしに感謝して

袋井地区地区長　戸塚文彦

私たち保護司は、犯罪や非行に走った人々が、再び社会の一員として立ち直れるよう、地域の中で寄り添い導くボランティアです。

この更生保護活動は、私たちだけの力で成り立つものではありません。地域の皆様が、彼らを「隣人」として温かく見守ってくださる「受容の心」こそが、更生への一歩となります。

しかしながら、社会が複雑化する中で、対象者が抱える課題も多く、保護司に求められる役割は、さらに重要となっています。その一方で、保護司の高齢化が進み担い手の減少や「難しそう、責任が重い」といったイメージが先行し、活動内容が伝わっていないのが現状です。

再犯防止は、地域の安全に直結します。今後とも、更生保護活動へのご支援をお願い申し上げますとともに、皆様の身近なところで「自分にできることはないか」と、少しでもこの活動に関心をもっていただければ幸いです。

保護司の仕事…更生保護活動に携わるボランティア

保護観察

保護観察を受けている人と面接をして指導助言し、立ち直りを助け再犯を防止する。



生活環境の調整

刑務所や少年院に入っている人の家族等に会い、施設を出た後、社会や家庭にスムーズに受け入れられるよう調整する。

犯罪予防活動

社会を明るくする運動等、犯罪や非行を生まない地域づくりのための啓発活動をする。活動に必要な関係者や協力者のネットワークづくりをする。標語や作文の募集。

地域で「保護司会」を組織し、ネットワークづくりや活動を支える

①保護司とは

「新しい人生をスタートさせるための
お手伝いをする人」

更生保護の活動をし、犯罪予防に努める。無給で守秘義務があるボランティア。（非常勤の国家公務員）全国で約5万人が活動をしている。袋井市は、現在22名（旧袋井18名 旧浅羽4名)定員24名。

②更生保護活動とは

罪を犯した人がもう一度犯罪をしないよう、地域で立ち直りを支える活動。

③保護観察とは

罪を犯した人に対して更生を図るため罪を犯すことなく、健全に社会活動を続けているか観察し、生活の助言や就労の支援を行いその立ち直りを助ける。月に2度(以上)面接をして文書で保護観察所に毎月報告する。

④保護観察を受ける人

- 家庭裁判所の審判で保護観察とされた少年
- 少年院を仮退院した少年
- 仮釈放で刑務所から出てきた人
- 執行猶予の人



令和8年度 南磐田保護司会袋井地区
保護司会の主な活動



4月　中学校で出前講座（市内4校）

7月　社会を明るくする運動強調月間
街頭キャンペーン（市内4店舗）
横断幕・懸垂幕掲出
社会を明るくする運動作文コンテスト

8月　講演会
講師：水谷修　氏　場所：袋井南コミュニティセンター
こどもの心を支える大人の役割とは
～こどもたちに広がるオーバードーズ・自傷行為～

10月　視察研修
塩尻市保護司会との交流・更生保護施設
「みすず寮」視察（松本市）



その他の活動
- 地区会、南磐田地区総会
- 定例研修会（年3回）、各部会
- 更生保護女性会との交流
- はたちの集いへの参加　等

地区会で学校給食を味わいました

令和7年12月12日中部学校給食センター会議室で、地区会を行いました。

袋井市学校給食担当栄養士さんから、食育の方針や地産地消の推進、アレルギー対応食、最新の機械設備等の話を聞き、学校給食の試食をしました。大変美味しくいただきました。

また、その後の地区会では、来年度の更生出前講座や浜松保護観察所の主任官との意見交換、地区員の情報交換を行いました。



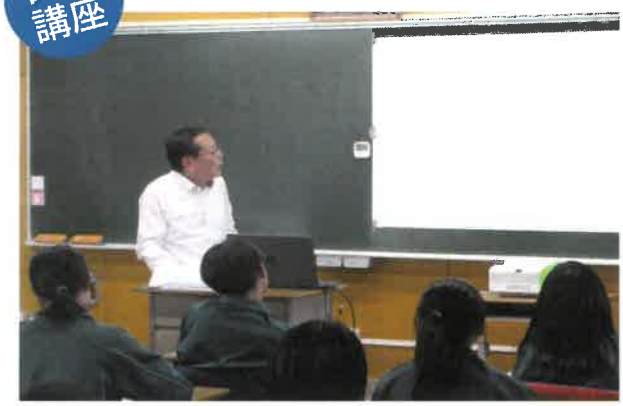
地区会の様子：中部学校給食センター

犯罪に関わらない決意を

市内4中学校の2年生を対象に、出前講座を行いました。

保護司の仕事とは、再犯を防ぐためには、と生徒たちに問いかけます。

万引きを軽い気持ちでしない、危ない誘いは勇気を出して断る等、犯罪に関わらない決意をもってと呼びかけました。



出前講座の様子

保護司になりませんか

袋井市では、保護司のなり手を募集しています。現会員の高齢化が進み、今後、引き継ぎができない事態も予想されています。特に、女性の保護司が足りていません。

興味関心のある方は、ぜひ、下記までご連絡ください。



事務局：袋井市役所　しあわせ推進課社会福祉係内（44-3121）